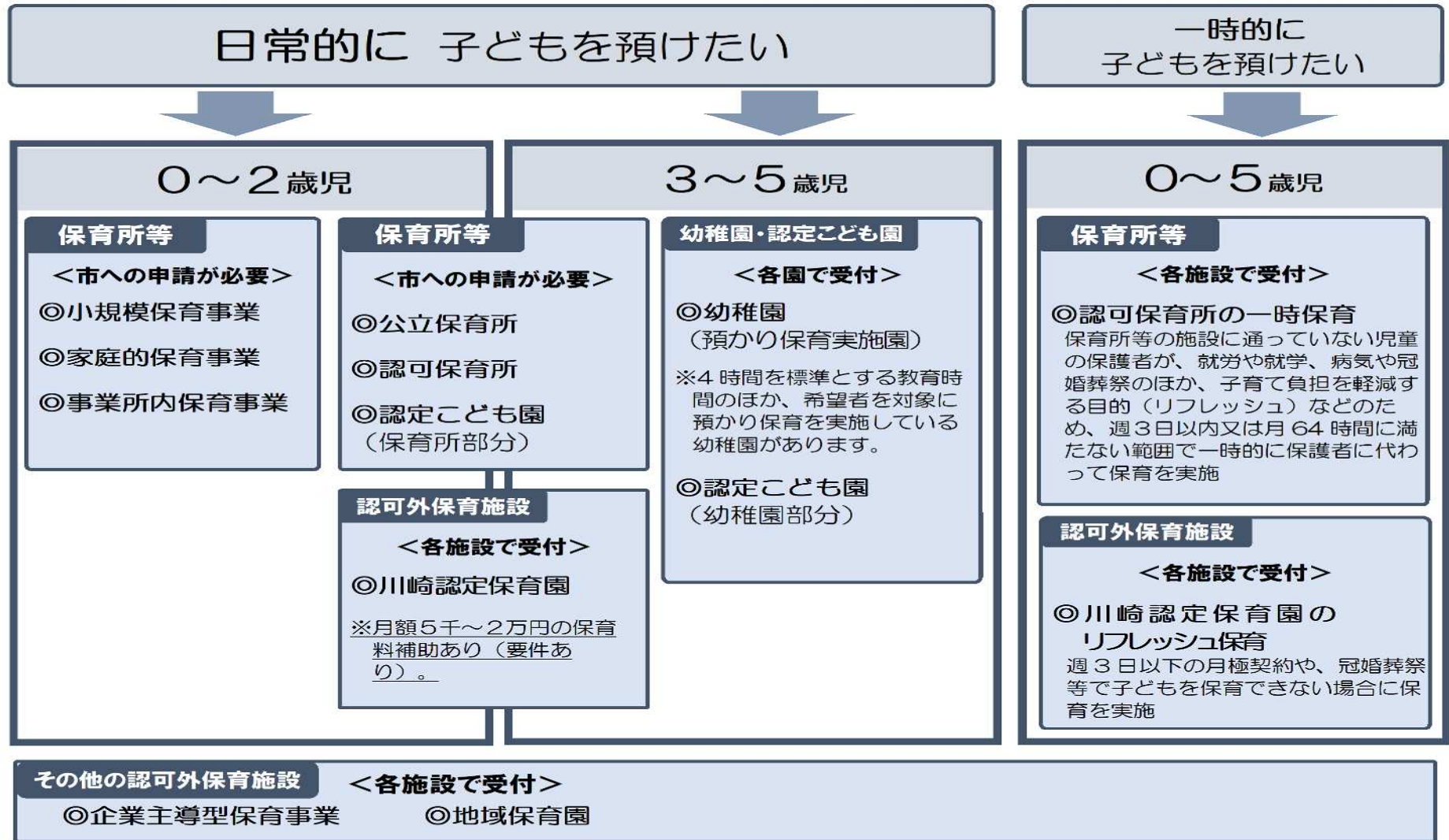


4 川崎市保育の認定と利用者負担額徴収に係る事務について

保育・幼児教育部保育対策課

044-200-3727

1 多様な保育事業 (利用案内4ページ)



2 子ども・子育て支援新制度における給付認定 (利用案内5ページ)

教育・保育給付認定

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、川崎市が給付費として施設等に支払います(法定代理受領)。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。

教育・保育給付認定の申請は、保育所等の利用申込と併せて行います。認定結果は、概ね30日以内に「教育・保育給付認定決定通知書」を交付します(なお、令和6年4月入所申請については審査等に時間を要するため、令和5年12月以降に交付予定です。)

なお、「教育・保育給付認定決定通知書」は、保育所等への入所を保証するものではありません。

認定区分		年齢	保育の必要性(※)	給付対象施設・事業
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上	なし	幼稚園(施設型給付)、認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	保育認定	3~5歳児	あり	公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定	保育認定	0~2歳児		公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業

2 子ども・子育て支援新制度における給付認定 (利用案内8ページ)

	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上の就労(※)	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定日の前後各2か月程度(※多胎妊娠の場合は14週間前)	原則保育標準時間(保育短時間も可)
3	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
4	同居又は長期入院している親族などの介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
5	災害の復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	原則保育標準時間(保育短時間も可)
6	求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間
7	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学していること	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間又は保育短時間
8	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間	原則保育標準時間(保育短時間も可)
9	児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、市長が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間

3 申請から利用までの流れ (利用案内6・7ページ)

① 事前相談・保育所等の見学等

- ・ 区役所が利用者からの事前相談を受付
- ・ 利用者には申請前に可能な範囲でお子さんを連れての保育所等の見学をお願いしています。

② 申請

- ・ 期日までに利用者がお住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションに申し込み
- ・ 各月随時で申請は利用開始月の前月10日頃が申込期限
- ・ 転園希望については、異動届の他、必要書類を添えて申請が必要

③ 希望変更受付期間

④ 申請書の受理・内容の確認等

3 申請から利用までの流れ (利用案内6・7ページ)

⑤ 教育・保育給付認定決定通知書の発行



⑥ 利用調整



⑦ - 1 利用調整結果通知書（内定）



⑧ 入園前健康診断

・ 嘱託医決定後、1月中旬以降に各施設に通知



⑦ - 2 利用調整結果通知書（保留）

・ 各区役所・地区健康福祉ステーションにおいて
アフターフォローを実施

3 申請から利用までの流れ (利用案内6・7ページ)

⑨ 保育所等との面談

- ・ 入園される保護者の方と面談
- ・ 重要事項等の保育所等のルールを確認
- ・ お子さんの状況に合わせた保育の内容やアレルギー対応等の相談



⑩ 利用者負担額等決定通知書

※5月1日以降の各月の申請スケジュール

利用希望月	申請締切日	通知発送予定	利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和6年5月	令和6年4月10日(水)	4月中旬以降	令和6年11月	令和6年10月10日(木)	10月中旬以降
令和6年6月	令和6年5月10日(金)	5月中旬以降	令和6年12月	令和6年11月8日(金)	11月中旬以降
令和6年7月	令和6年6月10日(月)	6月中旬以降	令和7年1月	令和6年12月10日(火)	12月中旬以降
令和6年8月	令和6年7月10日(水)	7月中旬以降	令和7年2月	令和7年1月10日(金)	令和7年1月中旬以降
令和6年9月	令和6年8月9日(金)	8月中旬以降	令和7年3月	令和7年2月10日(月)	令和7年2月中旬以降
令和6年10月	令和6年9月10日(火)	9月中旬以降			

4 利用調整 (利用案内13ページ～)

- ・入所にあたっては、利用調整を実施
- ・以下①～⑤の優先順位のとおり、ランク・指数・項目点により点数化し、施設ごとに順位付け

① 世帯のランクによる判定

ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1（17ページ）に基づき、各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

例) 次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。

a世帯 世帯ランクB

b世帯 世帯ランクC

父ランク：B
母ランク：B

>

父ランク：A
母ランク：C

② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指数表」（18ページ）により、指数（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（19ページ）により、項目点（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

4 利用調整 (利用案内13ページ)

④ 教育している子ども3人以上の有無による判定

①～③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」(19ページ)により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①～④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします(19ページ)。


【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

	ランク・指数等	希望順位	結果
申請者①	A-7-1	第1希望	内定(P保育園)
申請者②	A-6-3	第2希望	第1希望(Q保育園)で内定
申請者③	A-6-2	第3希望	第1希望、第2希望で保留⇒内定(P保育園)
申請者④	B-5-1	第1希望	保留

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況	優先順位
申請者a	A-6-1	該当	600万円	高
申請者b	A-6-1	該当	650万円	
申請者c	A-6-1	該当なし	400万円	
申請者d	A-6-1	該当なし	500万円	



5 申請内容の変更に伴う書類の提出 (利用案内22ページ)

①異動のあった事実の確認・聞き取り



② 異動届（及び必要書類）を保護者へ配布

※必要書類に関しては、別添資料「在園中保護者に異動があった場合の処理及び提出書類について」を御確認ください。



③異動届（及び必要書類）を保護者が記載・用意し、施設長宛てに提出



④施設から福祉事務所（区役所・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当）宛てに送付



5 申請内容の変更に伴う書類の提出 (利用案内22ページ)

⑤福祉事務所（区役所・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当）より「施設別児童一覧」を施設へ送付

- ・ 3月と8月には在籍児童全員分の一覧を全施設へ送付（当月中旬）
- ・ それ以外の月については対象児童についてのみ記載された一覧を該当施設へ送付（当月末）

(令和6年度)

施設別児童一覧

2024/4/●●
ページ: 1

施設名称:000000:○○○○保育園

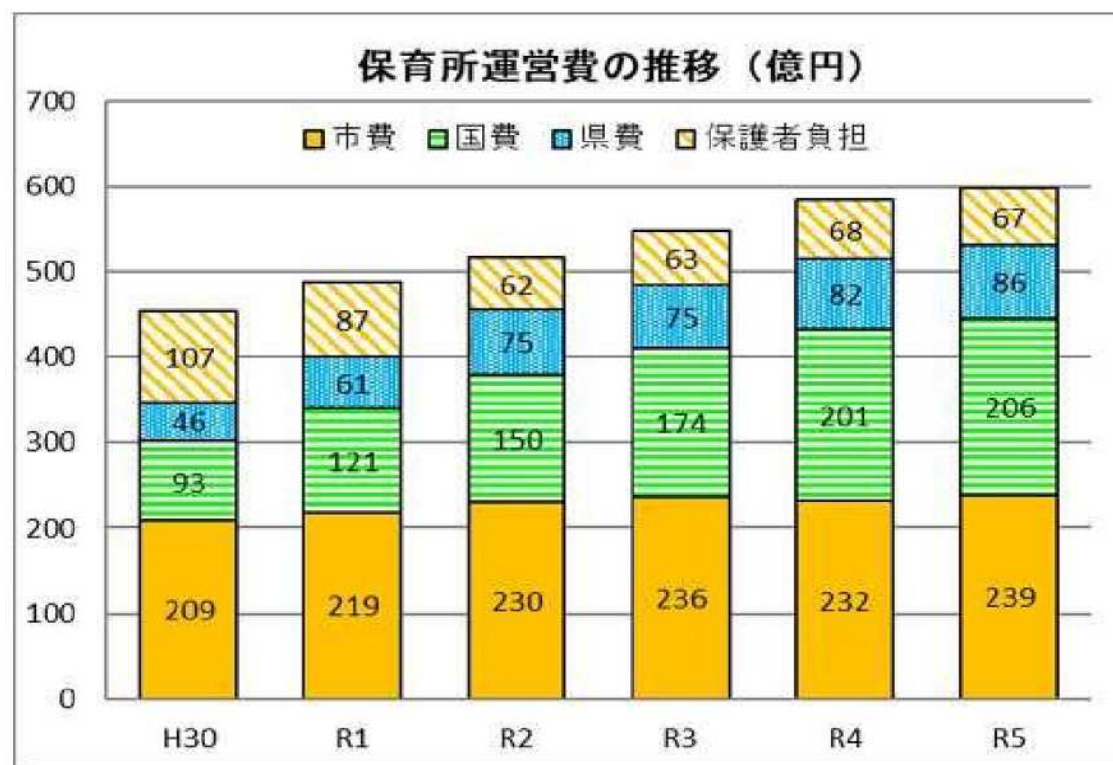
No	児童カナ氏名 児童氏名 児童生年月日	児童区分 適用期間 入所日	保護者カナ氏名 保護者氏名 退所日	郵便番号 児童住所	認定証番号 認定有効期間 認定区分	保育必要量 負担区分(市) 負担区分(国)	きょうだい区分 利用者負担額 副食費負担区分
1	カワサキ タロウ 川崎 太郎 0000000	通常児童 20240401~20260331 20240401	カワサキ イチロウ 川崎 一郎 0000000	210001 川崎区宮本町1	0000000000000 20240401~20260331 2号認定	標準時間 C5 4	1 0 副食費免除
2	コスギ ムサシ 小杉 武蔵 0000000	通常児童 20240401~20260331 20240401	コスギ タロウ 小杉 太郎 0000000	2110063 中原区小杉町3-245	0000000000000 20240401~20260331 2号認定	標準時間 C25 8	1 0
3	タカツ シンサク 高津 新作 0000000	通常児童 20240401~20260331 20240401	タカツ ハナコ 高津 花子 0000000	2130014 高津区新作1-9-1	0000000000000 20240401~20260331 2号認定	標準時間 C3K 31	1 0 副食費免除
4	ホイク ハナコ 保育 花子 0000000	通常児童 20240401~20260331 20240401	ホイク イチロウ 保育 一郎 0000000	2100005 川崎区東田町5-4	0000000000000 20240401~20260331 3号認定	標準時間 C25 8	2 41400

利用者負担額（保育料） について

1 保育所の運営費について（利用案内2ページ）

はじめに、保育所の運営費については、国、県、市そして保護者の4者で負担しています。

運営に係る貴重な財源となることを御理解いただき、保育料徴収等に係る事務処理をお願いします。



3 保育料の納付について（利用案内41ページ）

川崎認定保育園から認可化する施設については、これまで各施設が定める方法で各施設に納入していましたが、認可保育所の保育料については川崎市に納入するため、4月分以降の保育料について、園で引き落としなど、徴収されないよう御留意ください。

なお、認定こども園や地域型保育事業の保育料については、各施設が定める方法で各施設に納入となります。

保育所等の保育料は、利用施設・事業により納入方法及び納入先が異なります。

利用施設・事業	保育料の納入方法	納入先
公立保育所、認可保育所	口座振替又は納入通知書払い	川崎市(※)
認定こども園	施設が定める方法	施設
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)		

※お住まいの市町村と施設の所在する市町村が異なる場合、保育料の納入先は、公立保育所であれば施設の所在する市町村に、認可保育所であればお住まいの市町村になります。

4 各施設で徴収する費用について（利用案内24ページ）

保護者が負担する費用については、延長保育料や主食・副食費など、各施設で徴収する費用もあるため御注意ください。

特に、副食費については、年収360万円未満相当(※1)の世帯や第3子以降(※2)は免除となりますので、施設別児童一覧の該当項目を御確認ください。

※1 世帯の市民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯等については77,100円以下)

※2 「第3子以降」とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合

5 保育料の納付に関する書類（保育料参考資料1～6ページ）

保育料の納付に関する書類（保育料参考資料参照）については、各施設から保護者の皆様に配布していただくものとなるので、御確認をお願いします。

(1) 配布資料について

- ① 「保育料についてのお知らせ」… 1 ページ
- ② 「保育料の口座振替について」… 2・3 ページ
- ③ 「口座振替納付依頼書」… 4 ページ
- ④ 「Web口座振替のお願い」… 5 ページ
- ⑤ 「コンビニエンスストアの納付について」… 6 ページ

※配布資料については、保育対策課より各施設に別途郵送します。

(2) 口座振替による納付について

川崎市では、保育料は原則、口座振替による納付をお願いしています。手続きには「Web口座振替サービス」と「口座振替納付依頼書」の2種類がありますが、5ページに記載のWeb口座振替サービスをお勧めしています。

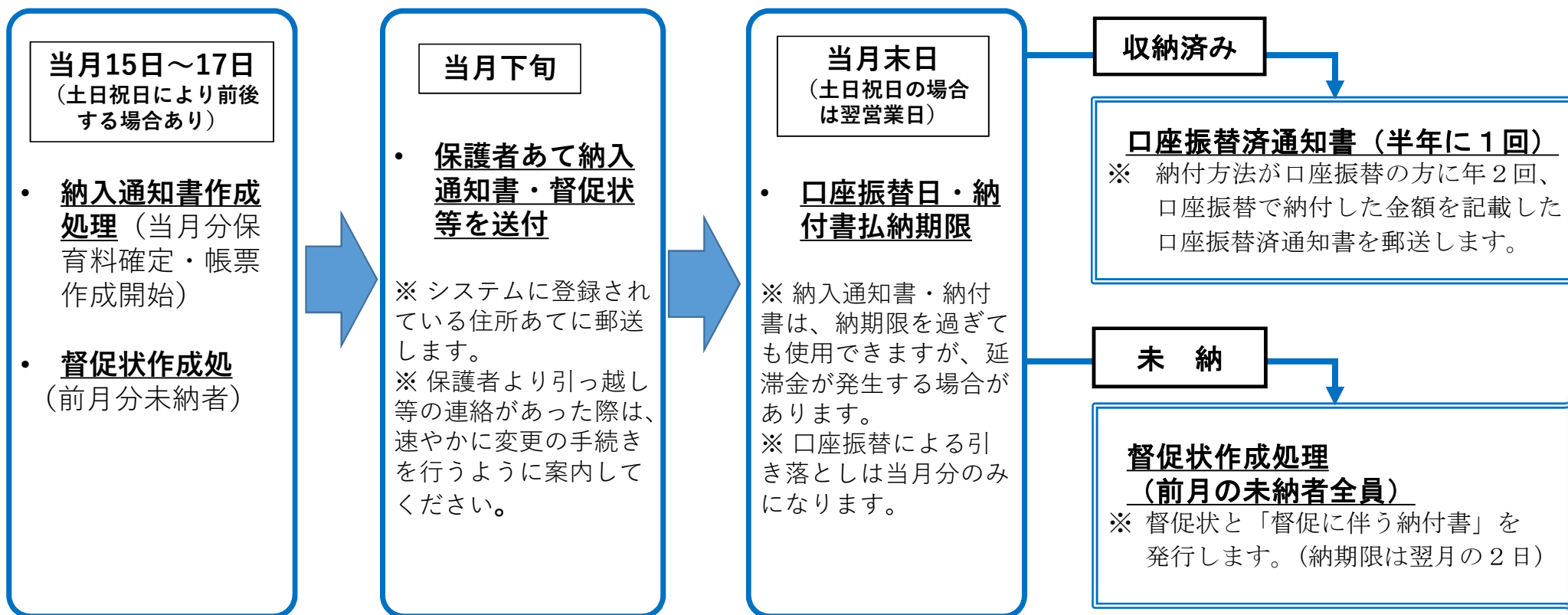
口座振替納付依頼書と違い、銀行に行く必要がなく、届出印不要なため、届出印相違によるエラー等も防ぐことができます。各施設においても、Web口座振替サービスの積極的な御案内をお願いします。

【説明・配布のお願い】

口座振替手続きは、申込みから引き落とし開始まで1～2か月かかります。そのため、必ず入園前検診後の説明会で保護者に説明・配布をお願いします。

6 保育料納入の流れについて

保育料の納入に関する、毎月のスケジュールは次のとおりです。
参考に御確認ください。



【各施設へのお願い】

納入通知書の送付や、未納者に対する督促・催告などは、保育対策課から各保護者に書類の送付や連絡をしています。

各書類の送付については、システムに登録されている住所あてに郵送するため、引っ越しなどに伴い住所が変更されており、それが本市のシステムに反映されていない場合は、旧住所へ郵送されてしまいます。

各施設におきましては、保護者の方より引っ越し等の連絡があった際には、速やかに異動届（及び必要書類）を提出するように御案内をお願いします。